39　平成三十三年十月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トン以下のもの（平成三十一年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十一年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第七項、第九十三条第八項及び第百七十一条第八項の規定を適用するものとする。

40　平成三十一年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十二トンを超えるもの（平成二十九年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第七項中「同規則及び細目告示別表第5及び6又は同規則及び細目告示別表第6」とあるのは「同規則」と読み替えることができるものとする。

41　平成三十二年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のもの（平成三十年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第七項中「同規則及び細目告示別表第6」とあるのは「同規則」と読み替えることができるものとする。

42　平成三十三年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のもの（平成三十一年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十一年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第七項中「同規則及び細目告示別表第5及び6又は同規則及び細目告示別表第6」とあるのは「同規則」と読み替えることができるものとする。

43　平成三十二年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が十三トンを超えるもの（平成三十年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第七項中「同規則及び細目告示別表第6」とあるのは「同規則」と読み替えることができるものとする。

4　平成三十一年二月十二日以前に製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車（平成二十九年二月十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十九年二月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第百七十六条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第百七十六条第一項の規定に適合するものであればよい。

5　平成二十九年二月十二日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、細目告示第二十条第三項及び第四項、第九十八条第三項及び第四項並びに第百七十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第三項及び第四項、第九十八条第三項及び第四項並びに第百七十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

12　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項第二号及び第九十九条第四項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第二号及び第九十九条第四項第二号の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十七年八月十二日以前に製作された自動車

二　平成二十七年八月十三日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十七年八月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

ロ　平成二十七年八月十三日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成二十七年八月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

13　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項第三号及び第九十九条第四項第三号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第三号及び第九十九条第四項第三号の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十七年八月十二日以前に製作された自動車

二　平成二十七年八月十三日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十七年八月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

ロ　平成二十七年八月十三日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成二十七年八月十二日以前に指定を受けた型式指定自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車